中部地域は五か年を目標に計画

公共下水道建設事業

九月十日は「第十二回全国下水道促進デー」です。

この促進デーは、家庭の下水、工場の排水、雨水などを排除あるいは科学的に処理して、水質公害のない快適な都市の環境と生活環境を約束する下水道の世論を盛り上げる日です。

現在、国では二兆六千億円の第三次下水道整備五か年計画に基づいて積極的に下水道整備を指導していますが、当市も今年度から公共下水道への転換が認められましたので、今後は本格的に工事が進められることになります。

市の現在での構想では、中部地域（下興野町、善道町一～二、本町一～四）の下水道完成を五か年くらいの目標にしていますが、近く開かれる市議会によく相談して、くわしい説明を全地域で行ないたいと計画しています。

なお、この下水道事業には多くの日数と巨額の費用がかかりますが、これが完成すると「浸水による被害」はもちろん「カやハエの発生源となっているドブ川」はなくなり水洗便所化などで快適な文化生活も期待できるため、市ではいま、住み良い環境づくりの準備に一生懸命です。

生活環境づくりで 住みよいまちに

下水道建設と財源の仕組み

昨年度国民年金保険料 収納結果まとまる

国民年金に加入している市民のみなさんが、昭和四十六年中に納めた保険料の結果がこのほどまとまりました。

昨年度は、待望の十年年金支給開始という制度始まって以来の出来ごとや、任意加入所得比例制の加入促進、それに未納保険料の特例納付などが実施されるなかで、年金に対する期待と関心がたかまり、当市では前年度を〇・七%上回る九九・七%の保険料が納められ、県下でも上位にランクされる良い成績で、当市始まって以来のものでした。

なお、参考までに今年六月末現在における当市の国民年金に加入している状況は、次のようになっています。

強制加入　九、二六五名
五年年金　五六八名
任意加入　一、七〇五名

このうち、所得比例制加入者は八百九十四名で、保険料免除者（法免）は三百七十三名です。

また今まで年金の保険料をかけていた人で、すでにいろいろな年金の支給を受けている状況は

▽老齢年金…百六名　▽障害年金…五十六名　▽母子年金…四十七名　▽遺児年金…一名　▽寡婦年金…三名の計二百十三名です。

未納者の五〇% 受給権を確保

国民年金保険料の特納制度で

…長期間にわたって国民年金保険料を滞納していたため、その後いかに保険料を掛け続けても老齢年金の受給権を満たせなくなった人たち…。

保険料の特例納付は、このような過去に未納をしている人たちの年金権の確保を目的に、去る四十五年の七月から二か年の間特別にもうけられた制度で、その期限が今年の六月三十日まででした。

こうしたことから、この期限内に納められた当市での保険料は、追納や未納分など関係分を合わせ三千二百五十万円にものぼりました。これは市内の未納対象者をは握してハガキなどで個別に勧奨した結果、四、五、六月の三か月間でも千三百七十万円の保険料が納められたもので、千百五十名のかたがたが今までの未納分を解消されました。また、このほかの未納保険料にかかる分についても、納付誓約をかわした人が四百五十名おりましたから、未納該当者の約五〇%が年金の満額受給権を確保したものと思われます。

しかし、納付誓約をされたかたがたは、保険料の納付期限を厳守して、時効によってせっかくの受給権を失わないように注意しなければなりません。

保険料は納期限までに

七月分から国民年金保険料（定額分）が、月五百五十円に変わりました。このことは六月十五日号紙上でくわしくお知らせしてありますが、七、八、九月の三か月分をいっしょに納入されているかたにはとくに今回、増額された保険料の納付書を送付してありますので、ご了承ください。

なお、納入期限は九月末日までですが、保険料を納めなかったり、納めるのが遅れたりすると額がかさんで納めにくくなります。また、場合によっては、せっかくの年金が受けられないことにもなりかねません。このようなことのないように、納期限内にはキチンと納めるようにしておきましょう。

所得比例制保険料については、月額三百五十円でそのまま変わりませんので、加入されているかたは、七月以降五百五十円プラス三百五十円の計九百円を納めることになります。

一選挙人名簿一 縦覧に供します

市選挙管理委員会では九月十一日から十五日までの五日間、市役所総務課で選挙人名簿を縦覧に供します。

選挙人名簿は、公職選挙法が適用される選挙（衆・参議院議員および県知事、市長ならびに県議、市議会議員）に用いられる名簿で、この名簿に登録されていないと選挙権の行使ができないことになります。

この選挙人名簿に登録されるための主な資格としては、「新津市の区域内に住所を有する日本国民で、その者の住民票が作成された日（他市町村からの転入者は、住民基本台帳法による転入届け出の日）から引き続き三か月以上新津市の住民基本台帳に登録されている者」であることが必要です。

なお、この登録事項について不服のある場合は、縦覧の期間中に文書で選挙管理委員会に対して、その異議の申し出をすることができます。

表具
鈴木一心堂
一級技能士 訓練指導員　法定防火壁装工事店 建設業登録店　本町3☎2-2035

電器店の定休日
毎月第1・第3日曜、その他の週の月曜日
9月の定休日 3,11,17,25日
新津電機商組合

マイホームの資金づくりから設計施行まで…
高級木造住宅設計・施行
新潟ハウジング
新津市役所となり TEL②7151